

貸 借 対 照 表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,779,260	流動負債	3,288,991
現金及び預金	1,688,431	支払手形	20,713
受取手形	579,376	電子記録債務	697,175
電子記録債権	631,993	買掛金	1,220,582
売掛金	2,357,298	関係会社短期借入金	800,000
商品	467,669	未払金	287,913
その他	55,592	未払費用	46,232
貸倒引当金	△ 1,102	未払法人税等	46,005
固定資産	813,940	未払消費税等	52,153
有形固定資産	429,059	賞与引当金	75,000
建物	113,553	役員賞与引当金	13,328
構築物	1,495	その他	29,887
機械装置	1,253	固定負債	254,880
車輛運搬具	1,140	退職給付引当金	158,830
工具器具備品	12,514	役員退職慰労引当金	96,050
土地	299,101	負債合計	3,543,872
無形固定資産	13,730	純資産の部	
ソフトウェア	6,405	株主資本	3,023,759
電話加入権	7,324	資本金	100,000
投資その他の資産	371,150	資本剰余金	1,190,013
投資有価証券	74,417	資本準備金	691,950
出資金	19,805	その他資本剰余金	498,063
破産更生債権等	8,803	利益剰余金	1,733,746
敷金及び保証金	126,792	利益準備金	45,943
繰延税金資産	127,957	その他利益剰余金	1,687,803
その他	22,178	別途積立金	540,000
貸倒引当金	△ 8,803	繰越利益剰余金	1,147,803
		評価・換算差額等	25,568
		その他有価証券評価差額金	25,568
		純資産合計	3,049,328
資産合計	6,593,200	負債純資産合計	6,593,200

個 別 注 記 表

1. 中小企業の会計に関する指針の適用

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法に基づく原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～65年
機械装置及び車輛運搬具	4～18年
工具器具備品	3～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益の計上基準

当社は、電設資材の卸売り、家電・住設の設備工事を主たる事業としております。

電設資材の卸売りに係る収益につきましては、商品の出荷時点で収益を認識する出荷基準で計上しております。家電・住設の設備工事につきましては完成時に顧客に引き渡した時点をもって収益を認識する完成基準で計上しております。

② 費用の計上基準

原則、発生基準で計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、AKコーポレーション株式会社を連結親法人とする連結納税制度を、当事業年度より適用しております。